２０２５年度（令和７年度）

進路のてびき

三重県立特別支援学校伊賀つばさ学園

進　路　指　導　部

目　　次

１　本校高等部の進路指導について

（１）令和６年度高等部卒業生の進路状況 ---------- １
　　☆過去３年間の進路先
（２）進路指導年間計画（高等部各学年別） -------- ２
（３）現場実習 ---------- ３
（４）進路先について---------- ４～５
（５）進路にかかわる説明会・見学会・学習会・懇談会 -------- ６～７
（６）進路にかかわる相談・支援機関　等---------- ７～８

２　福祉サービスについて

（１）療育手帳について ---------- ９
（２）福祉サービスの体系 ---------- １０
（３）障害支援区分 ---------- １０
（４）障害福祉サービス利用の流れ ---------- １１
（５）計画相談はどうして必要？ ---------- １２
（６）就労継続支援Ｂ型事業所をご希望される方へ---------- １３
（７）就労系障害福祉サービス利用に係るアセスメントの流れ------ １４

３　一般就労及び就労支援機関について

（１）障がい者の法定雇用率 ---------- １５
（２）職業上の重度知的障害者判定 ---------- １５
（３）就労支援機関 ----------１５～１６
　　☆伊賀公共職業安定所　　☆三重障害者職業センター
　　☆伊賀圏域障がい者就業・生活支援センター　ジョブサポート　ハオ
　　☆名張市障害者人材センター　　☆いが若者サポートステーション
（４）一般就労の流れ ---------- １７

４　進学先について

（１）障がい者職業訓練校 ---------- １８
（２）高等部専攻科 ---------- １８

参考

障害基礎年金の申請について ----------１９～２０

1　本校高等部の進路指導について

（1）令和６年度高等部卒業生の進路状況

施設利用（就労移行支援事業）	０名	就職	２名
施設利用（就労継続支援事業 A 型）	０名	進学	０名
施設利用（就労継続支援事業 B 型）	４名	その他	５名
施設利用（生活訓練事業）	０名		
施設利用（生活介護）	７名	令和６年度卒業生数	18 名

☆過去３年間の進路先（施設利用については、2 か所の施設を併用している卒業生もいる）

施設利用等		R6	R5	R4	事業所・学校等	R6	R5	R4
就労移行	レインボークラブ			1	中本パックス株式会社名張工場			
就労 A 型	ぱとな				株式会社 LIXIL 上野緑工場			
就労 B 型	ゴトシム名張事業所	(1)	1	1	マックスバリュ名張西店			
	ワークプレイス栞		1		株式会社タカキタ			
	プレイヤード作業所		1		アーケムビジネスジャパン(株)			
	工房楽々あやま		1		パナソニック ライティングシステムズ株式会社	1		
	もみじの家		2					
	赤目の森作業所	1			株式会社 LIXIL 名張工場			1
	水間ワークス	1			株式会社鈴木栄光堂			
	ハッピーファーム MKT		1		中外医薬生産株式会社			1
	さくらプラス　ワークス・名張		1		名張中西金属株式会社		1	1
	あおぞら未来	1						
	あぐり工房	(1)						
生活訓練	ふっくりあフウス		1		生活協同組合　コープ三重			1
	ふっくりあホイスコーレ		2	2	瀧住電機工業株式会社		1	
生活介護	ききょうの家		2	1	まほろばファーム株式会社		1	
	きらめき工房いが		(1)		ロート製薬株式会社 上野テクノセンター		1	
	ふっくりあフウス	1						
	とも		1		伊賀つばさ学園		1	
	ふぉ～ゆ～	1			菊水テープ株式会社	1		
	ふっくりあフウス		1	1				
	アトリエ彩		1					
	満天ひろば	1	1					
	はなの里	(4)		1				
	あゆみの			(1)				
	かしの木			2				
	KoBo れもんぐらす			2	その他	5	1	5
	オーラック	(3)						

事業所・学校等の欄については、過去３年に実績がない場合も掲載しています。

※（　）内の数値は、他施設と併用

（２）進路指導年間計画（高等部学年別）

	高等部　１年	高等部　２年	高等部　３年
４月	学年別進路学習	学年別進路学習	学年別進路学習 進路懇談会(生徒・保護者)
５月		現場実習先見学	現場実習先見学
６月	校内実習	校内実習 第Ⅰ期現場実習 （１～２週間程度 6～7 月）	校内実習 第Ⅰ期現場実習 （１～４週間程度 6～7 月）
７月	進路希望調査		
８月		就労系障害福祉サービス利用に係るアセスメント開始	
９月	現場実習希望先調査 校内実習	校内実習	校内実習 求職登録票作成開始
１０月		第Ⅱ期現場実習 （１～２週間程度 10～12 月）	第Ⅱ期現場実習 （１～４週間程度 10～12 月） (必要な生徒のみ)
１１月			職業上の重度判定 (就職内定者)
１２月	現場実習先見学		履歴書作成（就職内定者）
１月	現場実習 （１週間程度 1～3 月）	第Ⅲ期現場実習 （１～２週間程度 1～3 月）	第Ⅲ期現場実習 （１～４週間程度 1～2 月） (必要な生徒のみ)
２月			移行支援会議
３月			
備考			＊必要に応じて関係機関との懇談会を実施

（3）現場実習

［現場実習のねらい］

○実習先の仕事や活動を経験し、適性や課題を確認するとともに、仕事や活動に対する意欲を育てる。

○実習先の職種や作業内容、環境が本人に合うかどうかを見極め、先方からも評価を受け取り、実際に雇用や利用が可能かどうかを確認し、進路選択につなげる。

○卒業後、実際に就労または利用を希望する事業所または福祉施設で実習を行い、進路先を決定していくとともに、環境に慣れ、卒業後の見通しを持てるようにする。

［各学年の現場実習］

☆

学年	実習時期	実習目標
高等部 1 年	1～3 月（1 週間程度）	働く意欲・活動する意欲を育てる
高等部 2 年	第Ⅰ期　6～7 月（1 週間程度） 第Ⅱ期　10～12 月（1～2 週間程度） 第Ⅲ期　1～3 月（1～2 週間程度）	職種や作業内容、環境が本人に合うかどうかを見極める
高等部 3 年	第Ⅰ期　6～7 月（1～4 週間程度） 第Ⅱ期　10～12 月（1～4 週間程度） 第Ⅲ期　1～2 月（1～4 週間程度） 第Ⅱ期・第Ⅲ期は必要な生徒のみ	卒業後の進路を決定していく

☆　高等部 1 年生では、１～３月に現場実習を実施します。卒業後の進路を想定し、実習先で仕事や活動に参加します。

☆　高等部 2 年生では視野を広げるため、なるべく複数の事業所（企業等）または福祉施設で実習します。

☆　高等部 3 年生では卒業後の進路実現にむけて実習に取り組みます。

［現場実習の進め方］

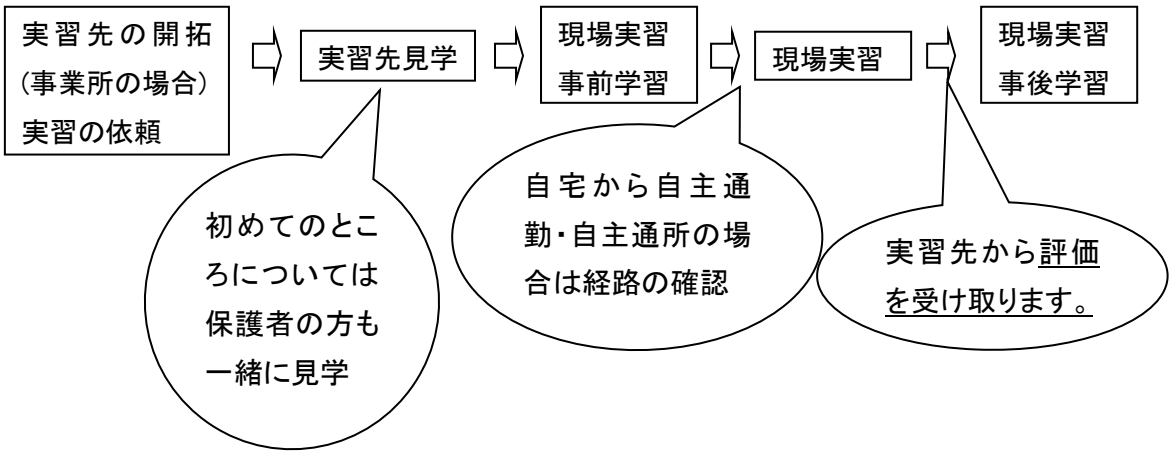

（４）進路先について

※細分化するとここには記載されていないものもございます。
そのようなケースに該当する方は個別にご案内させていただきます。

○生活介護事業所

■仕事（生活）■
日常生活に手助けが必要な人が職員さんに食事やトイレ、コミュニケーションなど支援と協力を得ながら、簡単な作業や身体を動かす取り組みをします。利用者のペースにあわせてゆっくりすごすことができます。

■通勤■
通勤は送迎サービスがあります。（一部例外もあります。）

■給料■
給料は基本的にはもらいません。（中には例外もあり、作業をしながら少しだけ工賃をもらえる所もあります。）

○就労継続支援Ｂ型事業所

■仕事■
比較的単純な工程の作業（箱折りや緩衝材づくりなど）で働くことができます。職員さんの助けを借りながら、自分のペースや体調に合わせて仕事ができます。

■通勤■
通勤は送迎サービスがあります。（一部例外もあります）

■給料■
多くはありませんが、作業した分だけ工賃としてもらえます。

○就労継続支援Ａ型事業所

■仕事■
雇用契約を結んで仕事をします。国で決められている最低賃金が保証されます。
作業内容はＢ型の作業よりも難しく、作業の速さや確実さが必要になります。
作業には自分一人で取り組む力が必要になります。

■通勤■
基本的には自分で毎日職場まで通勤する力が必要になります。（一部、送迎サービスが利用できる所もあります。）

■給料■
時給×働いた分だけもらえます。

○就労移行支援事業

■仕事■

将来的に一般就労を目指して、事業所や企業において、作業に取り組みます。将来的な職場での定着のために必要な技能(企業での作業や履歴書の書き方など)を身につけます。仕事内容は、工場でのライン作業(梱包やパッキングなど)、農作業や、100 均製品の組み立て梱包作業などがあります。仕事は自分ひとりで完了できる力が必要になります。また、**利用期間は原則 2 年間**となります。

■通勤■

自分で毎日職場まで通勤する力が必要となります。

■給料■

お給料はもらえません。

しかし、一般就労に必要な技術や知識を身につけることができます。

○一般就労

■仕事■

企業や店舗の中で社員として働きます。基本的に４～8 時間(フルタイム)勤務の仕事になります。仕事内容は集中力や体力を必要とするもの(工場のライン作業、清掃作業、スーパーの品だし etc.)が多く、仕事は自分ひとりで完了できる力が必要になります。

■通勤■

自分で毎日職場まで通勤する力が必要となります。

■給料■

時給×働いた分だけもらえます。

時給は最低賃金よりも高いことが多く、月給制でお給料がもらえます。

（５）進路に関わる説明会・見学会・学習会・懇談会

① 高等部保護者対象進路説明会

《内　容》

○「進路のてびき」に基づいて、本校の進路指導について説明します。

※ その他、学部懇談会、学年懇談会等で進路に関する説明をする場合もあります。

② 全学部保護者対象施設見学会

《内　容》

○名張地区、伊賀地区を中心に施設・事業所を見学します。

《過去に実施した見学先》

年度	実施日	見　　学　　先
Ｒ６	10/28（月）	○ぱとな　（就労継続支援Ａ型） ○あぐり工房土屋　（就労継続支援Ｂ型）
Ｒ５	10/31（火）	＜維雅幸育会通所施設＞　○ふっくりあホイスコーレ ＜名張育成会通所施設＞　○アトリエ彩（生活介護） ○ワークプレイス栞　　○花むすび

※Ｒ２～４年度は感染症対策のため中止とさせていただいております。

③進路懇談会　（ **実施時期　高３の４月下旬** ）

《内　容》

○卒業後の進路についての方向性の確認を行います。ここに至るまでの現場実習の様子や進路指導の内容について関係機関と共有し、関係機関の方々からアドバイスや情報を頂きます。その後、卒業後の進路を視野に入れ、実習先を決めていきます。

＊生徒の居住地や進路に応じて、関係する支援機関にきていただきます。

《関係機関》

○各市の福祉担当部署

○伊賀市こども未来課こども発達支援センター

○名張市基幹相談支援センター　　○伊賀市障がい者相談支援センター

○伊賀圏域障がい者就業・生活支援センター　ジョブサポート　ハオ

○伊賀公共職業安定所　　○児童相談所　等

④移行支援会議　（　**実施時期　高３の２月中旬**　）

《内　容》

○進路先にスムーズに移行できるように引き継ぎの会議を行います。就労、利用にあたっての確認の他、卒業後の生活全般に関する支援や手続きについて、関係機関の方々から説明していただく予定です。

《関係機関等》

○進路先　○各市の特定相談支援事業所　○各市の福祉担当部署

○名張市基幹相談支援センター　○伊賀市障がい者相談支援センター

○伊賀圏域障がい者就業・生活支援センター　ジョブサポート　ハオ

○伊賀公共職業安定所　　○児童相談所　等

（６）進路にかかわる相談・支援機関

名　　称	所　在　地	電　話
名張市　福祉子ども部 障害福祉室 基幹相談支援センター	名張市鴻之台１番町１ (名張市役所内)	TEL：0595-63-7591
伊賀市障がい者 相談支援センター	伊賀市四十九町 3184 番地 （伊賀市役所内）	TEL：0595-26-7725
伊賀圏域障がい者 就業・生活支援センター ジョブサポート　ハオ	名張市西原町 2625	TEL：0595-65-7710
名張市 障害者人材センター	名張市丸之内 79 名張市総合福祉センターふれあい内	TEL：0595-63-0026
伊賀公共職業安定所	伊賀市四十九町 3074-2	TEL：0595-21-3221
三重障害者 職業センター	津市島崎町 327-1	TEL：059-224-4726

☆行政の相談窓口

名　　称	所　在　地	電　話・ＦＡＸ
名張市 福祉子ども部障害福祉室	〒518-0492 名張市鴻之台 1-1	TEL：0595-63-7591 FAX：0595-63-4629
伊賀市 健康福祉部障がい福祉課	〒518-8501 伊賀市四十九町 3184 番地	TEL：0595-22-9656 FAX：0595-22-9662
伊賀市 伊賀支所住民福祉課	〒519-1412 伊賀市下柘植 728	TEL：0595-45-9108 FAX：0595-45-9120
伊賀市 島ヶ原支所住民福祉課	〒519-1711 伊賀市島ヶ原 4913	TEL：0595-59-2163 FAX：0595-59-3196
伊賀市 阿山支所住民福祉課	〒518-1395 伊賀市馬場 1128	TEL：0595-43-0332 FAX：0595-43-9713
伊賀市 大山田支所住民福祉課	〒518-1422 伊賀市平田 652-1	TEL：0595-47-1151 FAX：0595-46-1764
伊賀市 青山支所住民福祉課	〒518-0292 伊賀市阿保 151 番地の１	TEL：0595-52-3228 FAX：0595-52-2174

☆計画相談機関（特定相談支援事業所）

12 ページを参照してください。（令和６年４月現在）

☆県の関係機関

名　　称	所　在　地	電　話・ＦＡＸ
三重県 障害者相談支援センター	〒514-0113 津市一身田大古曽 670-2	TEL：059-232-7531 FAX：059-231-0687
三重県伊賀保健所	〒518-0823 伊賀市四十九町 2802	TEL：0595-24-8070 FAX：0595-24-8085
伊賀児童相談所	〒518-0823 伊賀市四十九町 2802	TEL：0595-24-8060 FAX：0595-24-8064

２　福祉サービスについて

（１）療育手帳について

［療育手帳の交付］

対象者	児童相談所（１８歳未満の場合）または障害者支援センター（１８歳以上の場合）において知的障がいと判定された人
区　分	障がいの程度により、Ａ１（最重度）、Ａ２（重度）、Ｂ１（中度）、Ｂ２（軽度）の区分があります。
手続き	○１８歳未満の場合 伊賀児童相談所で判定を受けてください。 判定を受けた後、各市の福祉担当部署へ申請に必要な書類などを持参の上、申請してください。 申請後、手帳交付の案内を各市から行います。 ○１８歳以上の場合 各市の福祉担当部署へ申請に必要な書類などを持参の上、申請してください。 後日、指定の日時に三重県障害者相談支援センターによる巡回訪問や来所により、判定を受けます。巡回訪問等を受けた後に、法律で定められた認定基準に基づき、県で認定します。認定が終了したら、手帳交付の案内を各市から行います。 **申請に必要なもの** **○療育手帳交付申請書　○写真（ﾀﾃ 4cm×ﾖｺ 3cm）** **○印鑑** ［各市の担当部署］ ☆ 名張市　・・・・障害福祉室 ☆ 伊賀市　・・・・本庁障がい福祉課または各支所住民課
サービス内容	医療費の助成、日常生活用具の給付、税の控除や免除、交通機関の運賃割引、各種手当ての受給など
その他	○一般就労の場合、手帳を所持していれば、「障がい者の雇用に関する法律」の適用を受け、就労援助が受けられます。 ○福祉施設の利用や職業訓練校への入校については手帳の所持が必要となります。

☆「名張市および伊賀市の障がい者福祉ガイドブック」より一部抜

（2）福祉サービスの体系

障害者総合支援法により、福祉サービスの体系が表のようになっています。

（厚生労働省 HP より一部抜粋）

介護給付	訓練等給付
○居宅介護 ○重度訪問介護 ○同行援護 ○行動援護 ○重度障害者等包括支援 ○短期入所 ○療養介護 ○生活介護 ○施設入所支援	○自立訓練 （機能訓練・生活訓練） ○就労移行支援 ○就労継続支援 ・雇用型（A型） ・非雇用型（B型） ○就労定着支援 ○自立生活援助 ○共同生活援助（グループホーム）

障害児支援に係る給付	相談支援に係る給付	地域生活支援事業
○児童発達支援 ○医療型児童発達支援 ○放課後等デイサービス ○居宅訪問型発達支援 ○保育所等訪問支援 ○福祉型障害児入所施設 ○医療型障害児入所施設	○計画相談支援 ○障害児相談支援 ○地域移行支援 ○地域定着支援	○日中一時支援 ○移動支援 ○地域活動支援センター

（3）障害支援区分

○障害支援区分とは・・・・障害福祉サービスの必要性を明らかにする
ため障害者の心身の状態を総合的に示す区分。
区分１～区分６の６段階に区分される。

（4）障害福祉サービス利用の流れ

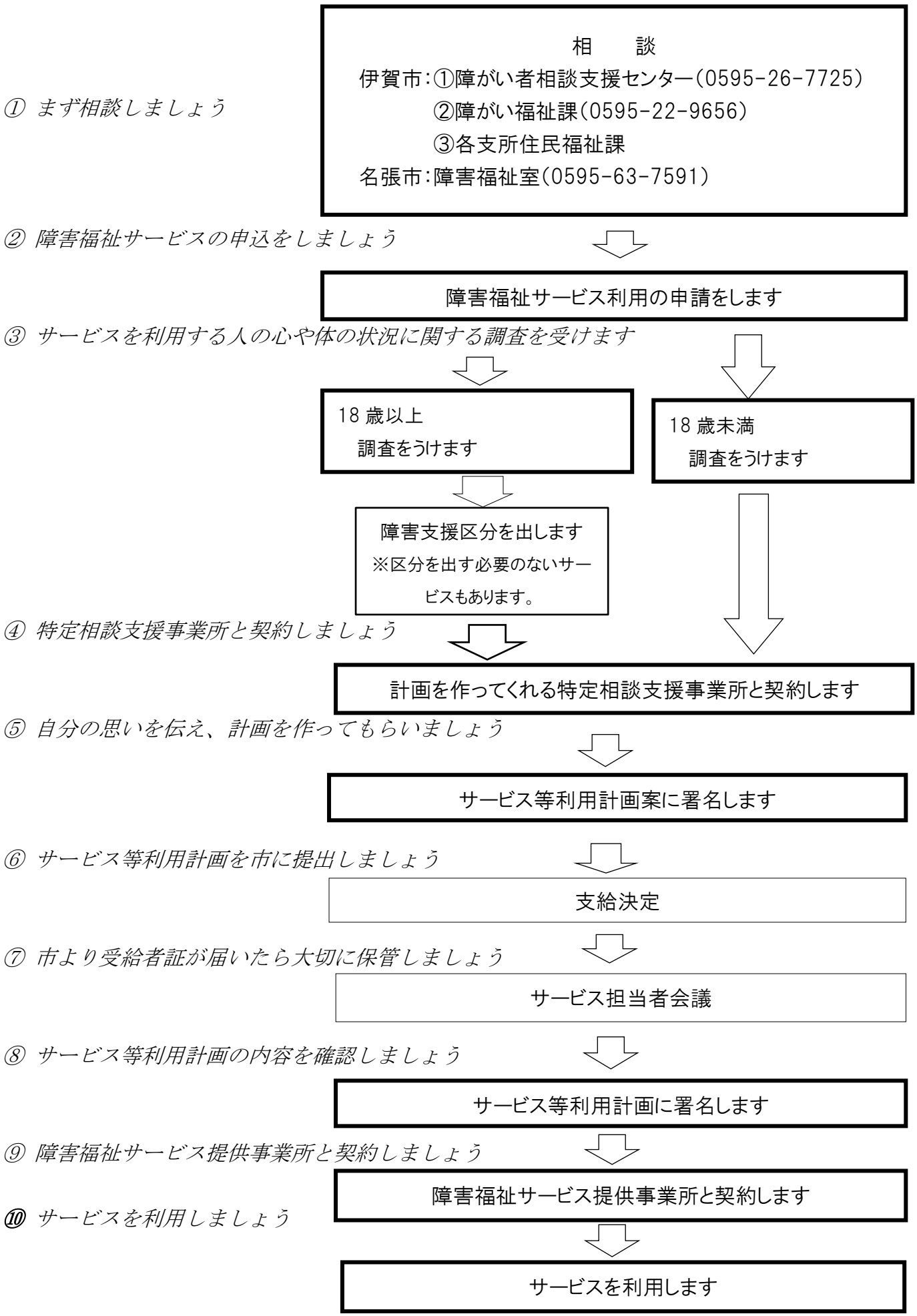

（５）計画相談はどうして必要？

平成２４年４月より、障害福祉サービスを利用する全ての利用者の方に「サービス等利用計画」を作成することになりました。「サービス等利用計画」は、利用者本人が望む生活を実現するための大切な計画です。希望する生活やそのための支援が目指す方向、利用するサービス等をのせていきます。福祉、医療、保健、教育、仕事など幅広く、利用者本人にとっていちばん良いサービスの組み合わせを、相談員と一緒に考え作ります。そしてこの計画がもとになってサービスの利用が始まります。

伊賀市・名張市の特定相談支援事業所

（令和６年４月現在）

【伊賀市】

事業所の名前	18 歳以上	18 歳未満	住所	電話番号	ＦＡＸ番号
伊賀市社会福祉協議会	○		〒518-0829　伊賀市平野山之下 380-5 伊賀市総合福祉会館 1F	0595 21-5866	0595 26-0002
ふっくりあ	○	○	〒518-0823 伊賀市四十九町字上教免 2026 番 1	0595 41-0318	0595 41-0312
指定特定相談支援事業所 さぽ	○		〒518-0846 伊賀市上野愛宕町 2903	0595 48-6753	0595 48-6753
相談支援事業所 すきっぷ	○	○	〒518-0032 伊賀市朝屋 725-1	0595 41-2288 41-1717	0595 26-7600
いが児童発達支援センター れいあろは		○	〒518-0015 伊賀市土橋 178-1	0595 41-1333	0595 41-1334
特定相談支援事業所 クリーンズハート	○		〒519-1413 伊賀市愛田 513　きらめき工房いが内	0595 44-6522	0595 45-9172
相談支援事業所 すばる	○		〒518-0843 伊賀市四十九町 2264－13	070-2222 －2107	0595 44-6177
特定相談支援事業所 えん ソーシャルサポート	○		〒518-0031 伊賀市長田 2063-1	0595 41-2728	0595 51-9571

【名張市】

事業所の名前	18 歳以上	18 歳未満	住所	電話番号	ＦＡＸ番号
児童発達支援センター どれみ		○	〒518-0485 名張市百合が丘西 5-25	0595 44-6211	0595 44-6233
のーまらいふ暖	○	○	〒518-0603 名張市西原町 2622	0595 66-5633	0595 65-8210
相談支援事業所てらだ	○		〒518-0615 名張市美旗中村 2327	0595 48-7257	0595 48-7301

（６）就労継続支援Ｂ型事業所をご希望される方へ

就労継続支援Ｂ型事業所の利用を検討される方で下記のいずれかに当てはまらない方については、就労移行支援事業を利用してアセスメントを受ける必要があります。

① 就労経験がある方であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった方
② 就労移行支援事業を利用（暫定支給決定での利用を含む）した結果、Ｂ型の利用が適当と判断された方
③ ①、②に該当しない方であって、５０歳に達している方又は障害基礎年金１級受給者

上記のいずれにも該当しない方が就労継続支援Ｂ型事業所の利用を希望される場合は、利用に先立ち、就労移行支援事業所によるアセスメントを受ける必要があります。

伊賀圏域の就労移行支援事業所

（令和６年４月現在）

事業所名	住所	電話番号	ＦＡＸ番号
社会福祉法人維雅幸育会 ふっくりあホイスコーレ	〒５１８－０８２３ 伊賀市四十九町字上教免２０２６番地１	０５９５ ４１－０３１ １	０５９５ ４１－０３ １２
特定非営利活動法人伊賀の友 伊賀の友	〒５１８－０８１７ 伊賀市下友生２３６７番地	０５９５ ２１－１８３ ３	０５９５ ２１－１８ ３３

（７）就労系障害福祉サービス利用に係わるアセスメントの流れ

現在、学校に在籍していて、卒業後４月からＢ型事業所の利用を検討している方は、在学中にアセスメントを受けなくてはいけません。
高等部２年次に受けていただくことになります。
（このアセスメントは学校の実習とは異なります。）

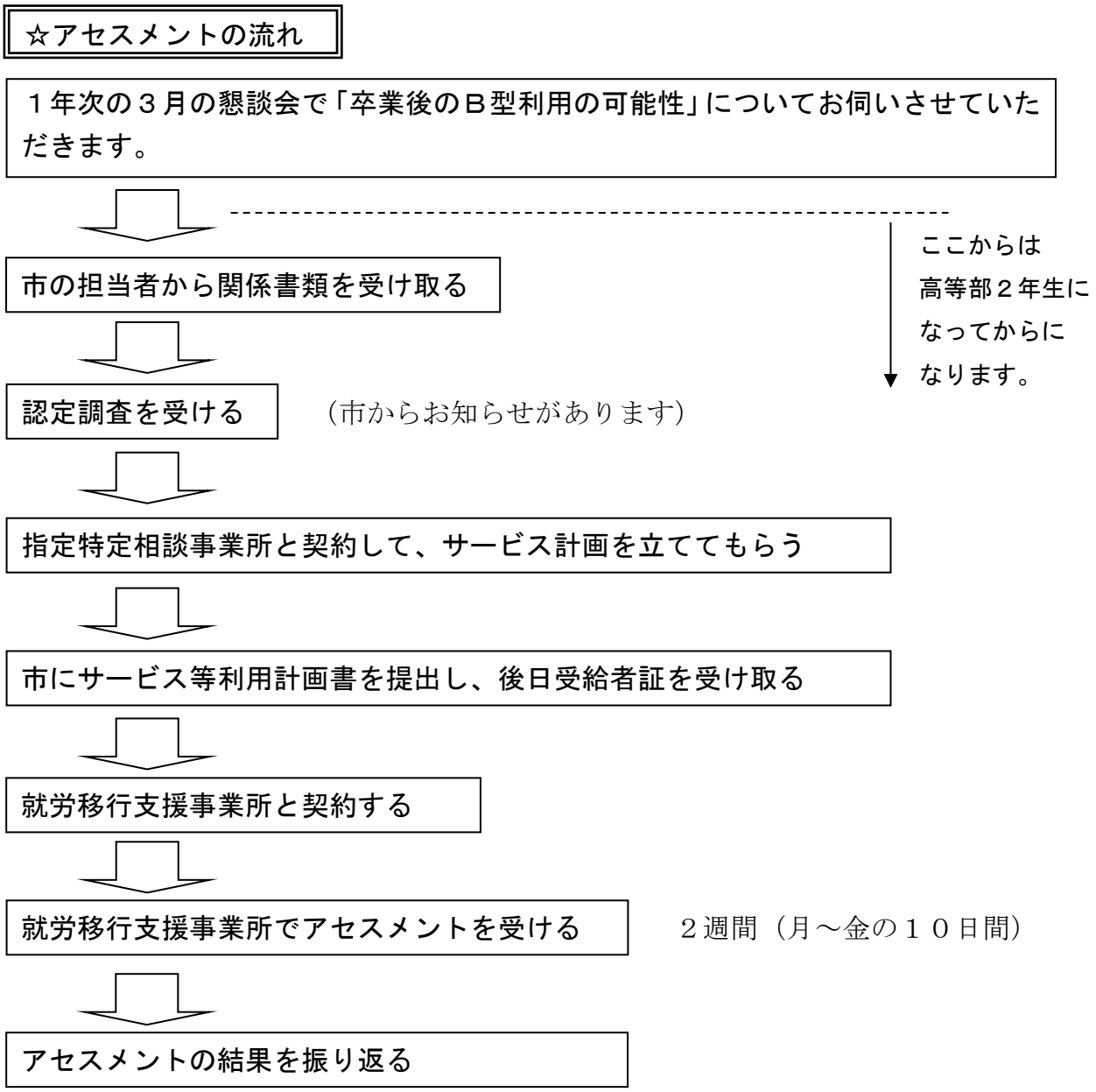

※早い方で、高等部２年の夏季休業中にアセスメントを受けることになります。

３　一般就労及び就労支援機関について

（１）障がい者の法定雇用率

「障がい者の雇用の促進に関する法律」においては次に定める率（法定雇用率）以上の障がい者を雇用することを義務づけています。　　（令和６年４月現在）

民間企業	一般の民間企業	２．５％
国 および 地方公共団体	国及び地方公共団体	２．８％
	都道府県の教育委員会等	２．７％

（２）職業上の重度知的障害者判定

○実施機関：三重障害者職業センター

○目　　的：障がい程度によって就職機会に差が生じないよう、また、事業所の負担を軽減するための援護制度等を活用しやすくし、
就職を促進することが目的です。(重度障がい者を採用した事業所には手厚い措置が講じられることになっています。)

○判定対象者：療育手帳Ｂ度を所持し、一般就労を希望する方。(療育手帳にかかわる判定とは異なります。)
在学中（高等部３年）に実施していただきます。

（３）就労支援機関

☆伊賀公共職業安定所（ハローワーク伊賀）〔伊賀市四十九町３０７４－２〕

仕事を求めている方（求職登録を行っている方）にふさわしい職場を紹介してくれたり、職業に関するあらゆる相談にのってくれます。

☆三重障害者職業センター〔津市島崎町３２７－１〕

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、就職を希望する障がいのある方に対して、就職の相談から職業生活全般にわたる支援を行ってくれます。

①ジョブコーチ支援［支援期間：２～３ケ月程度］

・一人で就職するのが困難と認められる障がい者に対して、一定期間、職場に付き添い、作業や労働習慣、コミュニケーションなどの支援を行ってくれます。

・職場の方々へ障がい者への理解や支援ノウハウについてアドバイスをおこない、お互いに働きやすい職場環境作りをお手伝いし、障がいのある方へ職場定着の支援を行ってくれます。

②職業準備支援［支援期間：１～１２週間］

・センター内での作業支援を通じて、働く上での課題の把握・改善、基本的労働習慣の体得等を行ってくれます。

☆伊賀圏域障がい者就業・生活支援センター　ジョブサポート　ハオ

〇名張市・伊賀市にお住まいの障がいのある方やご家族等が利用できます。

〇雇用・福祉・教育等の関係機関の人たちと協力しながら、障がいのある方が働くことや生活していくために必要なお手伝いをしてくれます。

☆名張市障害者人材センター〔名張市総合福祉センター　ふれあい内〕

〇名張市にお住まいの障がいのある方やご家族等が利用できます。

〇職場見学などの就職活動のお手伝いや就労の前段階として職場実習のあっせんを行ってくれます。

☆いが若者サポートステーション〔伊賀市上野丸之内５００ハイトピア伊賀３階〕

〇伊賀市にお住まいの障がいのある方やご家族等が利用できます。

〇就業にかかわる相談やセミナーを実施してくれます。

（４）一般就労の流れ

① 高等部１年生　現場実習
（１～３月、１週間程度）

○ 実習先の仕事や活動を経験し、適性や課題を確認するとともに、仕事や活動に対する意欲を育てます。

⇩

② 高等部２年生　現場実習
（年３回、各 1～2 週間程度）

○ 実習先の職種、環境が本人に合うかどうかを見極め、実際に雇用可能かどうかを確認し、進路選択につなげます。

⇩

③ 高等部３年生
第Ⅰ期現場実習
（６～７月、２～４週間程）

○ 卒業後、実際に就労を希望する事業所で実習を行い、進路先を決定していくとともに、環境に慣れ、卒業後の見通しを持てるようにします。

○ 必要な場合は第Ⅱ期以降も実習を行います。

⇩

④ 求職登録（９月頃）

○ 生徒本人が求職登録票を作成し、ハローワークの担当者の方と面談します。

⇩

⑤ 求人票提出（事業所）

○ 就労先の事業所からハローワークに学校指定の求人票を提出していただきます。

⇩

⑥ 紹介状（ハローワーク）

○求人票をもとに作成されたハローワークからの紹介状を本人と就労先の事業所にお渡しします。

⇩

⑦ 職業上の重度知的障害者判定

○ ハローワーク伊賀にて、三重障害者職業センターの方に職業上の重度知的障害者判定をしていただきます。結果は後日郵送されます。

⇩

⑧ 履歴書作成

○ 生徒本人が履歴書を作成します。

⇩

⑨ 面接

○ 就労先の事業所で面接を受けます。

⇩

⑩ 内定

○ 就労先の事業所から内定をいただきます。

⇩

⑪ 雇用契約

○ 保護者の方も同席していただき、事業所と雇用契約していただきます。

⇩

⑫ 就労開始（３月末～４月）

４　進学先について

（１）障がい者職業訓練校　［公共職業安定所］

職業に必要な知識や態度を身につけ、職業的自立をめざすために、各種の職業訓練を行っています。ハローワークが窓口になってくれます。

（２）高等部専攻科

期間は２～４年です。三重県では私立「聖母の家学園（四日市市波木町）」があります。寄宿舎があります。

参考

障害基礎年金の申請について

障害認定日（２０歳の誕生日前日）に法令が定める障害の状態にあるときは、障害認定日の翌月分から年金を受け取ることができます。

＜窓口＞

名　　称	所　在　地	電　話
名張市　市民部 保険年金室	名張市鴻之台１番町１ （名張市役所内）	TEL：0595-63-2148
伊賀市　健康福祉部 保険年金課	伊賀市四十九町 3184 番地 （伊賀市役所内）	TEL：0595-22-9659
津年金事務所	津市桜橋 3－446－33	TEL：059-228-9112

・障害年金の請求では、初診日の証明が必要ですが、知的障がいの場合、生まれた日が初診日とされ、証明に関する書類は不要です。
・年金申請のための医療機関での受診が必要になります。かかりつけ医がいない場合、近くの精神科にて診察となります。数回の通院が必要な場合があります。診断書の内容で１級２級が決まることもあります。
・診断書の有効期間は作成日から３か月なので注意してください。
・２０歳の誕生日の前日からの申請になるので、誕生日前日の前後３ヶ月以内の診断書を用意するようにしてください。
・結果は早くて３か月くらいかかります。
・一般の年金の免除申請をしておくといいですが、就労継続支援Ａ型事業所及び企業での障害者雇用の場合、本人が社会保険に加入している場合は免除申請しない方がいいです。
・年金証書に更新のことについての記載があります。（更新の手続きの際は前回と同じ医療機関の方がスムーズです。診断書のコピーをとって保管しておいてください。）

＜年金申請の流れ＞

通院

□ 年金申請には２０歳の誕生日前日の３か月前から３か月後までの医者の診断書が必要になります。医療機関によっては診断書を書いてもらえないこともあります。知的障がいの場合、主治医の先生から精神科の先生を紹介してもらう場合等があります。１回の診断では難しい場合もあり、数回通院して様子を見てから発行してもらえる場合もあります。

市役所に相談

□ ２０歳の誕生日の３か月くらい前に市役所の年金課へ相談に行ってください。

⇩

病歴・就労状況等申立書の記入

□ 「病歴・就労状況等申立書」を本人か保護者が記入します。成長や生活の記録を見ながら、生まれてから保育園入園前まで、保育園の間、小学校前半３年間、小学校後半３年間、中学校、高校、高校卒業後現在まで、の欄に分けて記入してください。

⇩

医者の診断書

□ 医療機関で診断書を書いてもらいます。
「病歴・就労状況等申立書」を書いておくと、わかりやすいです。

⇩

書類を提出

□ 市役所の年金課に必要な書類を提出してください。年金の決定は日本年金機構が行います。一般就労をしている方や、社会生活能力が高い方は通らない場合もあります。

□ 請求日から約３か月後「年金証書」等の書類が届き、その約１～２か月後に年金の振り込みが始まります。振り込みは偶数月に２か月分ですが、初回の振り込みは、２０歳の誕生日前日の翌月からの分になります。